

日本の文化財（美術工芸品）の修理について

有形文化財の定義（文化財保護法第二条一）

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で
わが国の歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値
の高い歴史資料／そのうち重要なもの＝重要文化財、重文のうち国民の宝＝国宝（第二十七条）

＊何らかの用途に使われてきたものが多い

＊経年劣化しやすい素材で構成され、すでに劣化が進んでいるものが大半

有形文化財の「現状」

1) 制作後、人の手は加わっていないもの

2) 制作後、なにがしか人の手が加えられて現状の姿となっているもの

→数度の修復を経て現存しているもので、伝統的な修復技術が存在する

文化財保護＝保存と活用がセット（文化財保護法第一条）

＊活用：どうしても劣化損傷を招く

＊保存：活用しなくても経年劣化は進行＝良好な環境で保管するだけでは済まない

→適切な時期に修復・修理することで保存と活用が長期的に両立する→**補助制度**

持続可能な文化財保護のために

＊手の加え方次第で文化財的な価値が左右される→原則として「**修理**」にとどめる

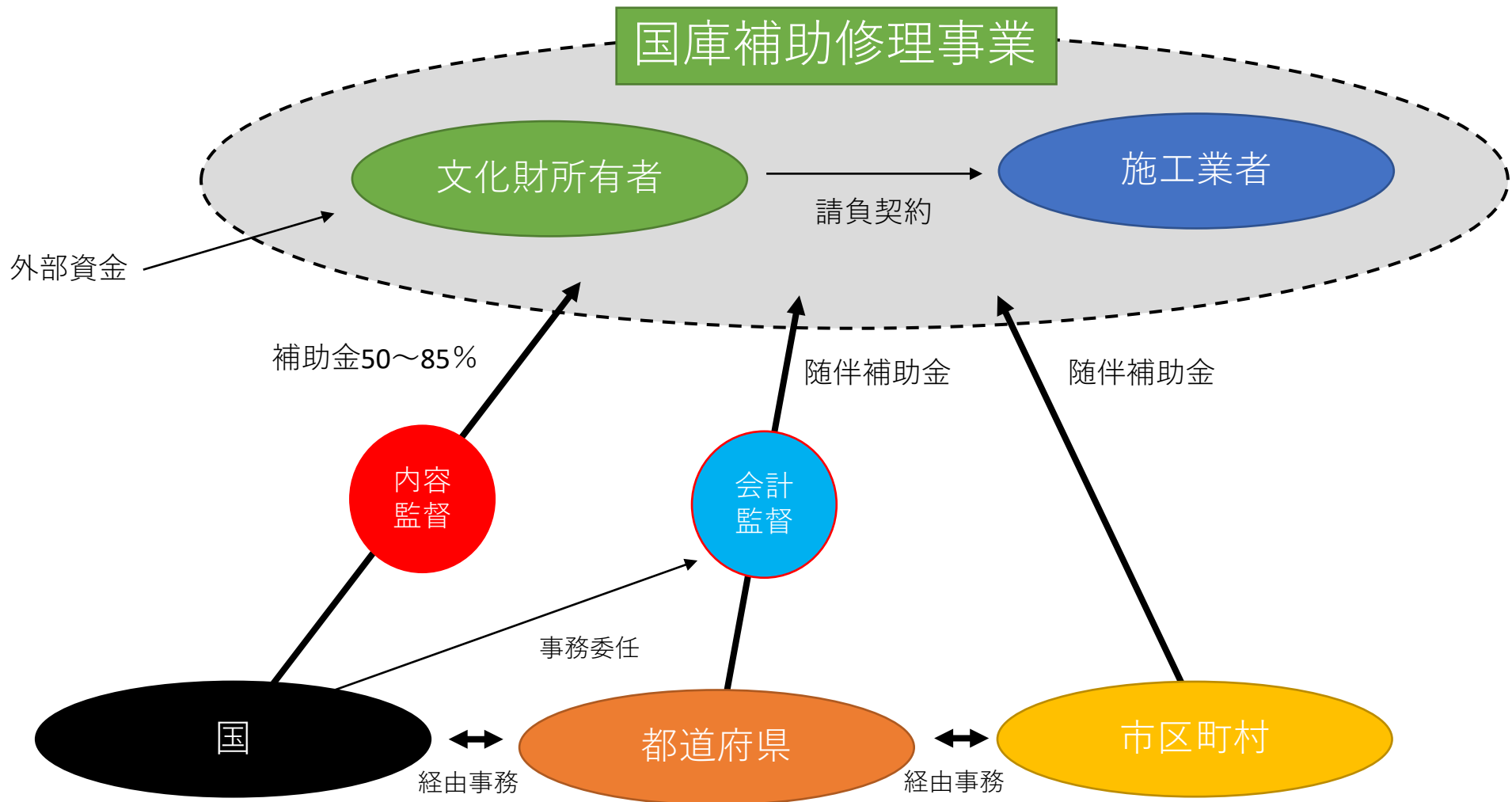
＊今のタイミングで手を加えないと、

保存活用可能な状態で次世代に継承できないものがある→計画的な修理が必要

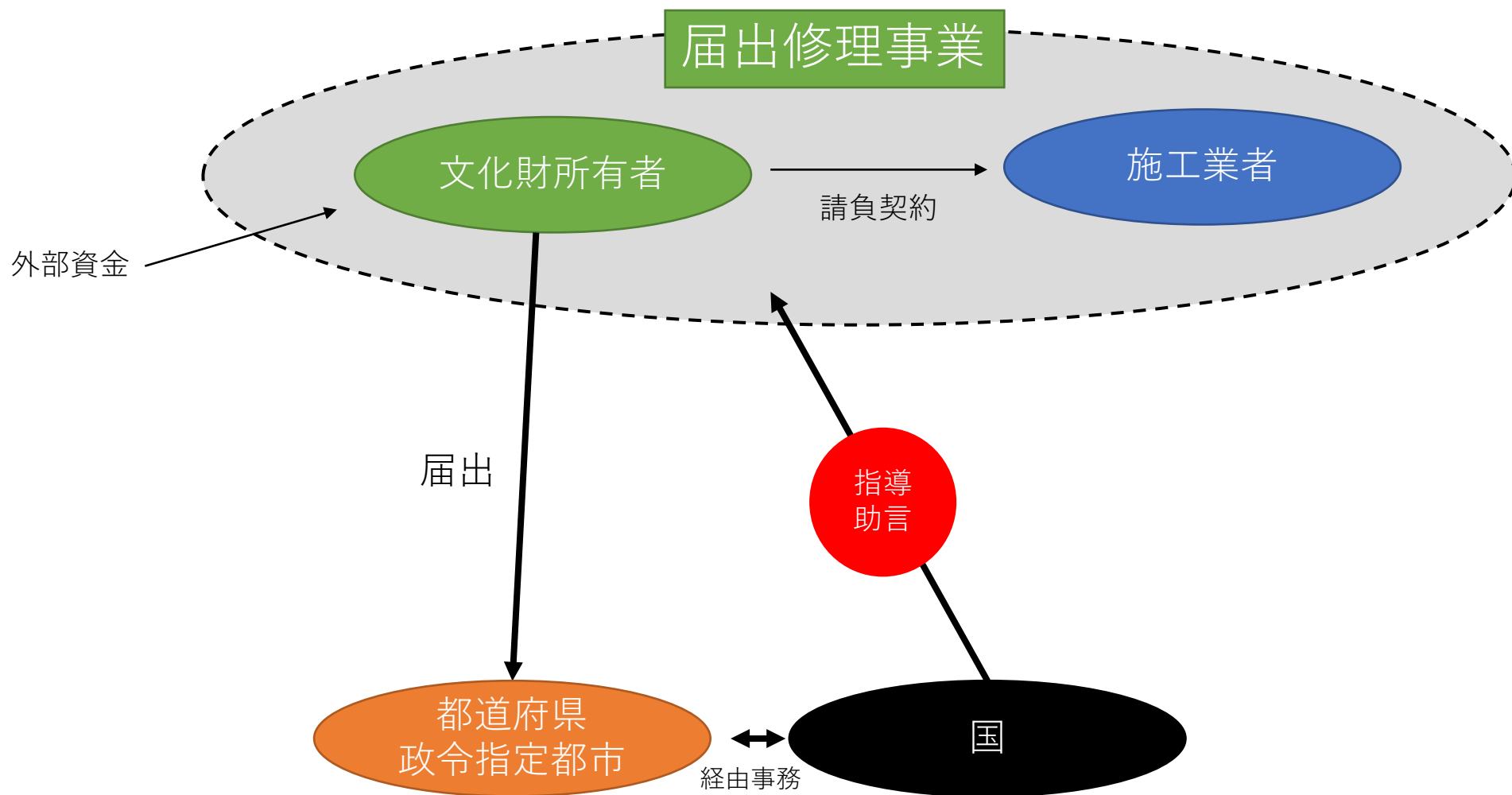
重要文化財の修理は所有者／管理団体が行う（保護法第三十四条の2）

政府は・・・補助金を交付できる（三十五条）

文化庁長官は・・・管理又は修理について指揮監督できる（三十五条の3）



修理しようとするときは・・・文化庁長官に届け出なければならない（四十三条二）
文化庁長官は・・・技術的な指導と助言を与えることができる（四十三条二の二）



国の文化財修理

古社寺保存法

国宝保存法

文化財保護法

明治30～ <u>国庫より保存金</u> <u>文化財修理の始まり</u>	昭和4～ <u>修理に国庫補助</u> <u>現状変更に制限</u>	昭和25～ <u>修理に国庫補助</u> <u>現状変更に制限</u>
民間業者や日本美術院 会員等が現場・自社工 房で作業にあたる	民間業者や作家等が現地や自 社工房、<u>帝室博物館</u>等で作業 を実施	民間業者や作家等が現地や自社工房、国立 博物館等で作業を実施
方針についてはほぼ現 場任せ	帝室博学芸員等の監修者を置 くようになる	文化庁担当部門が指導するようになる

質の
管理

特徴

- * 「修理」にとどめる
- * 所有者が事業主で、民間が施工
- * 国が「質」を管理しようとしている

＝所有者・技術者・国が対話しながら形成

昭和51～

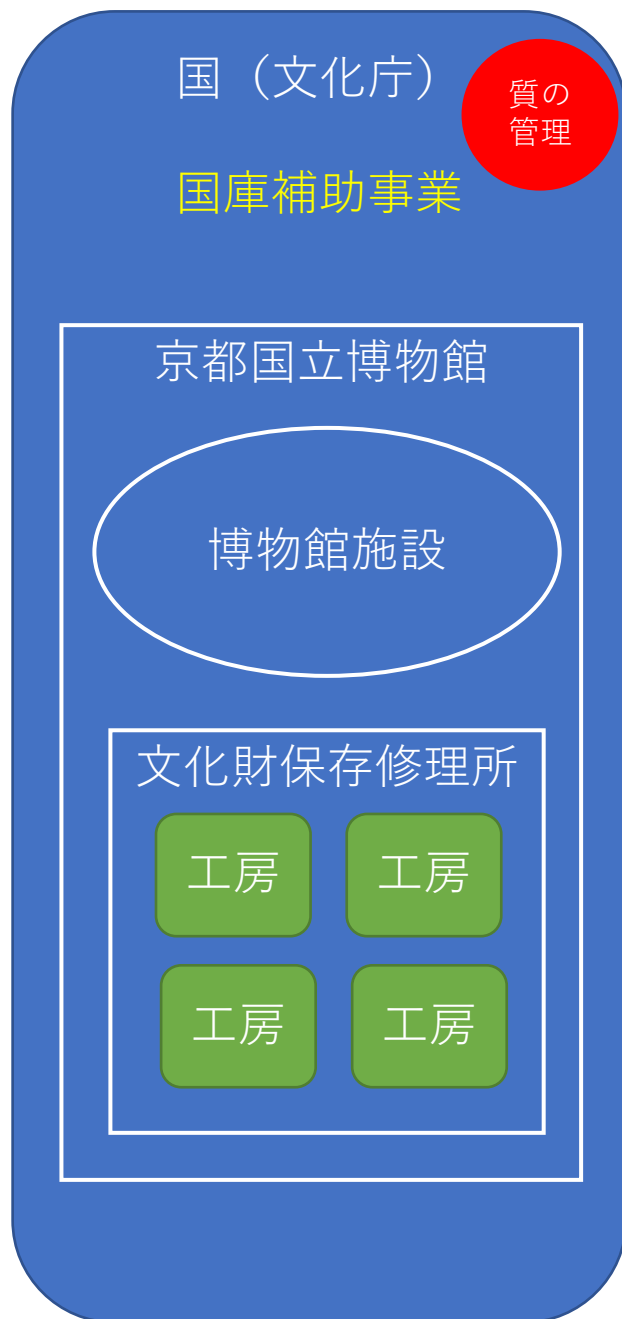
選定保存技術制度の創設

昭和55

京都国立博物館に文化財保存修理所を設置
平成14

奈良国立博物館に文化財保存修理所を設置
平成17

九州国立博物館開館。文化財保存修復施設
を置く



昭和55

京都国立博物館文化財保存修理所

- ・ 防火防犯上、より安心安全な施工場所を確保
- ・ 日本最大の美術工芸品修理現場となり、質の管理がしやすくなる
- ・ 複数社による共同事業の推進
- ・ 地方自治体を飛ばしがち
- ・ 国指定品以外は質を管理できない

平成13 独立行政法人化

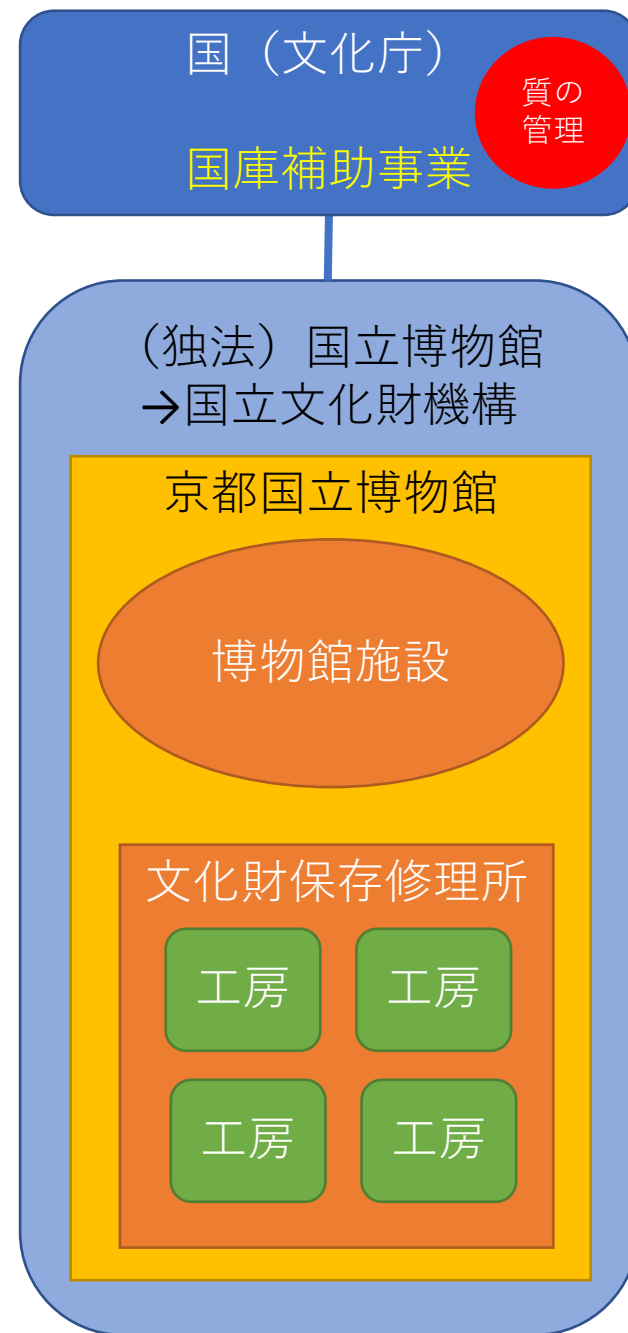
(国)

- ・ 修理所を直接運営できない
- ・ 国庫補助事業は直営のまま
- ・ 地方自治体を飛ばしがち
- ・ 国指定品以外は質を管理できない

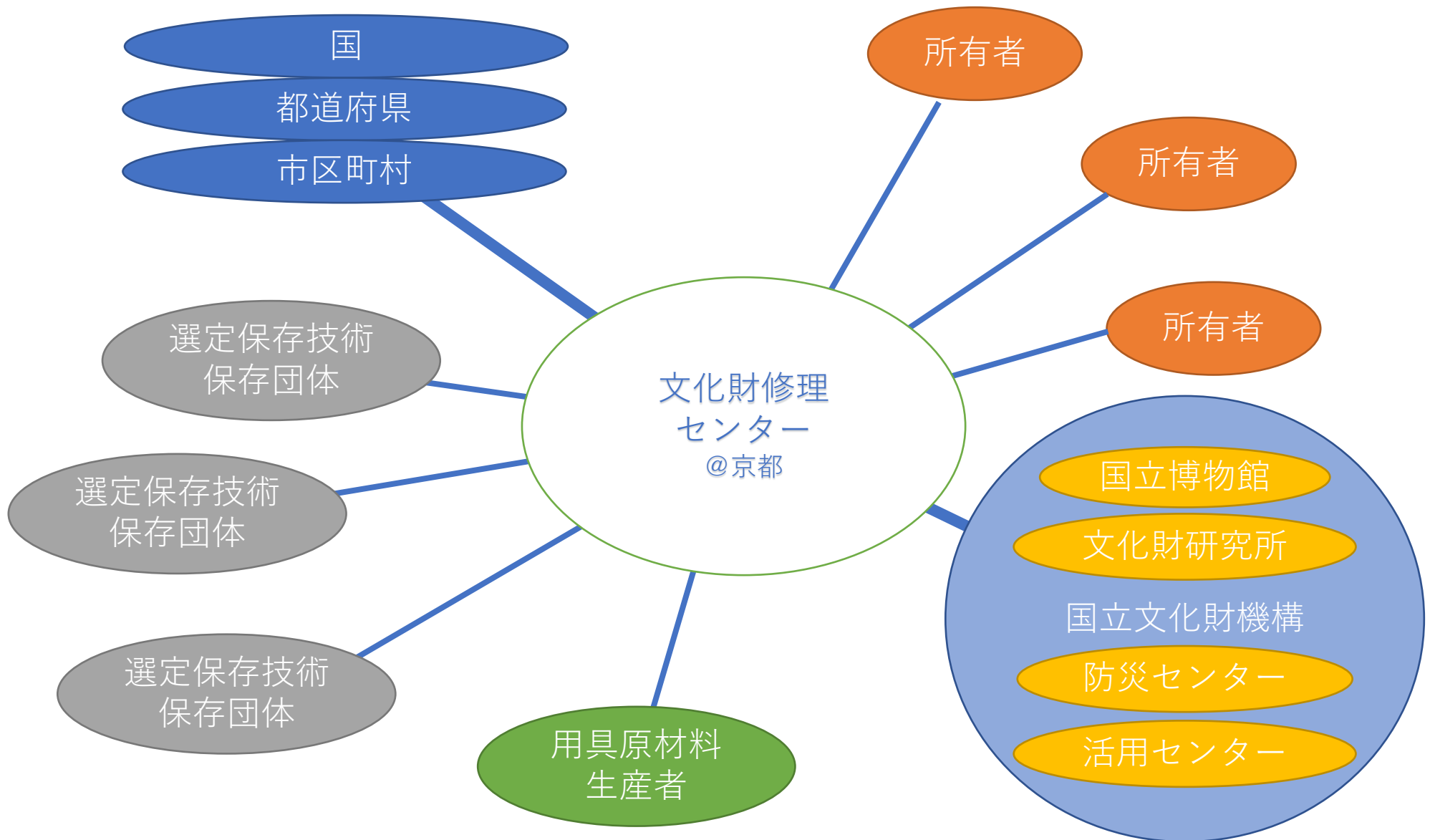
(機構)

- ・ 館の修理施設という位置づけ
- ・ それ以上の役割を果たしているものの、権限や役割が不明確

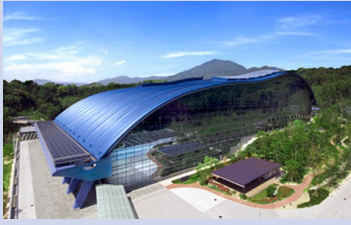
文化財修理の推進と質の管理を業務とする主体が曖昧



文化財修理センター（仮称）の機能的イメージ



主な公設文化財修理施設の概要

東京国立博物館	京都国立博物館	奈良国立博物館	九州国立博物館	東京文化財研究所
本館地下修理室 文化財管理棟修理室	文化財保存修理所	文化財保存修理所	文化財保存修復施設	修理アトリエ
本館修理室：昭和13年竣工 文化財管理棟：令和元年竣工	昭和54年竣工	平成12年竣工	平成17年竣工	平成12年竣工
本館：鉄筋コンクリート造 館内施設	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上1階	鉄筋コンクリート造 館内施設	鉄筋コンクリート造 所内施設
本館修理室 163㎡ 文化財管理棟 211.46㎡	延べ面積2,856㎡	1,036㎡	280㎡	110㎡
装潢・漆工・甲冑など	装潢・彫刻・染織	装潢・彫刻・漆工	装潢・漆工・考古資料	装潢
本館：公開設備なし 管理棟：公開設備あり	公開設備なし	公開設備あり	公開設備あり	公開設備なし
				
(本館全景)	文化財保存修理所	文化財保存修理所	(博物館全景)	(研究所全景)

上記のほか、石川県立美術館、なら歴史芸術文化村、大阪市立美術館などに修理施設がある。